



「人事マネジメントシステム利用サービスの調達」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2022年11月14日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで導入を予定している「人事マネジメントシステム利用サービスの調達」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札による競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「人事マネジメントシステム利用サービスの調達」

(2) 契約期間

契約締結日より 2023 年 3 月 31 日（金）

(3) 概要

現在、IPA で実施している人事関連業務を省力化するためのマネジメントシステムを導入するとともに、人事評価や個人の希望徴取等の作業フローを円滑化させるための仕組み作りを行い、現状の人的工数を削減することを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「調達仕様」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であり、かつその営業品目として「情報処理」及び「ソフトウェア開発」が登録されていること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 応募者は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービス事業者であること。

(10) 応募者は、JIS Q 15001 の要求事項に適合していることをプライバシーマーク制度におけるプライバシーマーク付与機関への申請により認証されていること。

(11) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「調達仕様」参照

(12) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に IPA から契約を解除されている者ではないこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

総務部 担当：入澤、西尾

電話番号：03-5978-7501

E-mail: ga-jinji-ido@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「調達仕様」に記載のサービス提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、調達への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2022年11月24日（木）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「調達仕様」に記載のサービス提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく
契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「人事マネジメントシステム利用サービスの調達」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、調達への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

調達仕様

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)で調達する「人事マネジメントシステム利用サービスの調達」の仕様について次に示す。

1. 契約期間及びサービス対応期間

(1) 契約期間

契約締結日より 2023 年 3 月 31 日 (金)

(2) サービス提供時間帯

契約締結後、SaaS サービスの提供開始時点から契約期間満了までの間、毎日 24 時間提供。

2. 調達の概要

(1) 調達の概要・目的

IPA で保有している人事関連情報(職員個人情報、保有資格・スキル、人事評価、異動歴・異動希望 等)を一元管理化するとともに、人事評価や希望調書徴取作業の適切な範囲での自動化を図り、人事関連情報の収集効率・一覧性向上等を見込む。また、職員毎の希望や保有資格・スキル・経験等の適性等を考慮した適切な人事異動案の検討等の作業の効率化を実現する。

3. 提供サービスの内容

(1) 提供サービス仕様

- ・ IPA 各職員の人事関連情報の一元管理機能に加え、業績・能力評価、希望調書徴取、360 度評価、研修受講登録について、Web ベースにおけるフロー制御機能を有する SaaS の利用環境を提供すること。
- ・ 当該 SaaS を利用した上記のフロー設計を行うこと。設計に当たっては事前に IPA と相談のうえ制御フローに関する仕様を確定したうえで作業を実施すること。
- ・ 当該 SaaS に対し、既存の人事関連情報を入力・一元管理化するにあたり、その具体的作業手順を示すとともに、関連する問合せに対応すること。
- ・ IPA からの電話及び電子メール等による問合せ(システムの利用方法や稼働状況の確認等を想定)に対応すること。時間帯は、土日、祝日、年末年始等を除く通常の営業日の 9:30 から 18:15 を原則とするが、受注者の営業時間を考慮した上で契約締結時に別途定めることとする。
- ・ システムアップデート等により操作マニュアルの記載内容に変更が生じた場合には直ちに改版したうえで IPA へ提供すること。その際、改版箇所を明示すること。

(2) 提供する SaaS の要件

- ・ 対象システムの稼働時間：契約締結後、サービス環境発行時点から毎日 24 時間、契約期間終了まで原則稼働を維持すること。
- ・ 職員毎の個人領域において、人事異動の履歴や在職の年数、職制等の人事関連情報を一覧表示できること。
- ・ 職員毎の個人領域において、PDF 形式のデータ等(保有資格の証明書等)を格納し、Web ブラウザにより閲覧できること。
- ・ 以下に示す 4 種類以上のユーザ種別が設定できる事とし、各ユーザへの権限設定は管理権限により、複数人・範囲を一括設定できること。

ユーザ種別	アクセス権限及び操作可能範囲	想定利用者数
一般権限	自分自身の個人に関する情報のみ。	約 750 名
管理職権限	自分自身及び担当配下職員の情報。限定された情報のみ閲覧可。	約 180 名
人事権限	全職員の情報。全ての情報の編集・検索・集計が可能。	約 12 名
管理権限	人事権限に加え、各ユーザへの権限設定が可能	約 5 名

- ・ IPA で既に利用しているシステム(人事・勤務管理・給与システム)が保有する人事関連情報、及びその他の電子データを Excel 形式、及び CSV 形式により一括入力ができること。
- ・ データ入力において、一括入力に加え、差分のみの入力が可能であること。
- ・ 職員番号を主たるキーとして各個別のデータに関連付けられること。
- ・ 主たる配属先・役職以外に、併任業務として、最低 10 部署以上の併任情報が登録できること。
- ・ システム入力情報のデータの出力が Excel 形式若しくは CSV 形式により一括でできること。
- ・ 業績評価及び能力評価について、1 次評価、2 次評価、最終調整が段階的に実施できること。
- ・ 各作業段階においては、作成中の評価書の一時保存ができること。
- ・ 各段階において確定した評価については、限られた権限を有するユーザのみが修正ができること。
- ・ 1 次評価者、2 次評価者、及び最終調整の各段階の評価ユーザは、前段階の評価者に対し、修正等を目的とした差し戻しができること。
- ・ 各作業段階について管理権限、人事権限を有するユーザは進捗状況の閲覧・管理ができ、被評価者及び各評価者へシステム上からメール等による必要な案内が実施できること。
- ・ IPA で利用している評価シート雛形(Excel 形式)と同じ形式をシステム上で実現できること。加えて、システム上の評価シートを Excel 形式及び CSV 形式で出力できること。
- ・ 定期的(年 1 回を想定)に実施する人事異動等に関する希望調書の聴取について、IPA で既に利用しているテンプレートに沿った形で実施ができること。
- ・ 管理権限、人事権限を有するユーザは進捗状況の閲覧・管理ができ、徴取対象者へシステム上からメール等による必要な案内が実施できること。
- ・ 障害発生時等において、1 か月程度のロールバックによるデータ復旧が可能なこと。
- ・ ユーザの主体認証を行う機能を有すること。
- ・ 証跡(ログ)管理を行う機能を有すること。
- ・ ファイアウォール等により不要なアクセスは遮断し、必要最小限のアクセス範囲に絞ること。
- ・ 接続元 IP アドレスを任意に制限できること。
- ・ 対象システムを利用する際に生ずる全ての通信について適切な強度による TLS 通信を必須とすること。
- ・ ユーザ側の端末においては、以下の環境による Web ブラウジングによる利用により、全ての機能が利用できること。

OS	Windows8.1 以上
Webブラウザ	Internet Explorer、Google Chrome、Microsoft Edgeの各最新バージョン

(3) サービス提供者(IPA と契約締結する者)に関する要件

- ・ 扱うデータやシステムの運用に際し、国内個人情報保護法その他、他関係法令に準拠していること。
- ・ 改正個人情報保護法(2022 年 4 月施行)に基づき、全データの物理的保管場所・方法については契約締結時に IPA へ報告するとともに、変更が生じる際には事前に IPA の了解を得ること。
- ・ 受注者は、JIS Q 15001 の要求事項に適合していることをプライバシーマーク制度におけるプライバシーマーク付与機関への申請により認証されていること。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービス事業者であること。
- ・システム・サービスの状態監視を 24 時間リアルタイムに行い、システム停止や深刻な動作遅延等の重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。また、不正な利用や情報窃取等が疑われる場合は即時に原因究明のための調査・追跡を実施すること。
- ・受注者において、年当たり 1 回以上の第三者による脆弱性診断(ペネトレーションテストを含む)を行い、脆弱性やその他の指摘項目について即時改修がなされること(診断・改修費用は全て受注者にて負担とする。)。契約締結後に直近の診断結果を提出すること。
- ・受注者は、取扱う個人情報及び関連データを漏洩及び滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
- ・受注者は、取扱う個人情報及び関連データを適切に取り扱うための管理責任者を置くものとする。
- ・管理責任者は、取扱う個人情報及び関連データについて目的外利用、漏洩及び滅失することのないよう、適切かつ慎重に取り扱うものとし、業務上個人情報を取り扱う全ての者にこれらを徹底させなければならない。
- ・受注者は、取扱う個人情報及び関連データを複写又は複製しようとするとき(バックアップは除くものとする)は、書面または電子メールにより IPA の承認を得るものとする。IPA の承諾を得ずに個人情報を複写又は複製することは固くこれを禁ずる。
- ・受注者は、万が一取扱う個人情報及び関連データを漏洩及び滅失した場合は、速やかに IPA に報告し、その指示を受けるものとする。
- ・受注者の業務終了後、取扱っていた個人情報及び関連データを IPA の指示に基づき速やかに IPA へ返還又は消去しなければならない。業務都合上、複写又は複製されたデータも同様とする。
- ・受注者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を IPA の要求に応じ提供すること。
- ・受注者は、取り扱う情報とその取扱い方法(委託先との秘密情報の受渡方法や秘密情報の廃棄/抹消方法及び廃棄/抹消されたことの確認方法等を含む秘密情報の取扱手順)については IPA の求めに応じて提示することと、必要に応じ IPA 指示に従い改善すること。
- ・受注者は、本契約に基づく業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に対し再委託できることとするが、業務の全てを再委託する事は禁止とし、事前に IPA へ通知のうえ許可を得てから再委託すること。
- ・再委託に関して通知する場合は、再委託の理由、再委託先の情報(委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報)、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報とその取扱い方法(委託先との秘密情報の受渡方法や秘密情報の廃棄/抹消方法及び廃棄/抹消されたことの確認方法等を含む秘密情報の取扱手順)及び再委託先に対する監督の方法等を記載した申請書を IPA に提出し事前に許可を得ることを必須とする。
- ・受注者は、再委託先に、本契約において受注者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- ・受注者は、再委託先に、本契約の内容を遵守させなければならない。
- ・本業務の実施によって生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により誠意をもって解決しなければならない。なお、原因及び処置について速やかに IPA に報告するものとする。再委託先にて発生した情報セキュリティインシデント等についても受注者の責任として対応すること。
- ・受注者は IPA の求めに応じ、IPA による情報セキュリティ監査の実施等、及び情報セキュリティ対策の履行状況の確認を受けること。また、受注者または再委託先における情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合については IPA へ報告するとともに改善方法についても提案し、速やかな改善を図ること。
- ・再委託先から可用性を維持する必要があるサービス等を調達する場合、本調達仕様と同等のサービ

スレベルを保証すること。

- ・再委託が行われる場合、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように担保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための必要な情報を IPA へ提供することとし、その内容について予め当機構の承認を受けること。
- ・本業務においてクラウドサービスを利用する場合、本仕様において受注者に求められるセキュリティ対策と同等の対策を講じるものとし、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービス事業者であることを条件とする。
- ・本業務に係る打ち合わせ及び協議について IPA が求める際に随時行うこととし、その内容については受注者が記録し、相互に確認するものとする。
- ・本業務内容の追加または変更を行う場合は、IPA と受注者において協議を行い、当該追加または変更により契約金額に変更が生じる場合は、すみやかに変更契約を締結したうえで追加または変更された部分の作業を行うものとする。
- ・受注者は IPA との全てのコミュニケーションを日本語で行うこと。
- ・仕様書に記載のない事項については、IPA と受注者で協議の上決定することとする。

(4) サービス提供について

本サービスの利用に当たってはクラウド環境下へのシステムの初期導入とともに初期設定として以下を実施することとする。

- ・システムへの既存の人事関連情報の入力・最適化
- ・希望調査徴取や人事評価のためのシステムフロー設計・実装

以下の図に契約締結からクラウド環境セットアップ、サービス提供までの流れを示す。



(5) サービスレベル

サービス提供時間帯	【24 時間 365 日】(計画停止を除く)
ユーザ対応時間帯	平日 8:30~18:15 ※契約締結時に相談可
深夜休日のサービス提供の考え方	深夜帯(契約締結時に相談のうえ決定)や休日については、ユーザ側機能のサービスは提供するものの、障害等の発生時における状況確認及び対応等は翌営業日に実施することを原則とする。
稼働率	99.6%程度(データセンターで稼働するシステムの一般的な指標値)
復旧目標時間	3~4 時間程度(災害/大規模障害時を除く)
総ユーザ数	950 以上
同時アクセス(最大)	総ユーザ数の 10%程度(大規模な人事異動時)
画面応答待ち時間	不快の無いレスポンス速度

4. 業務スキルに関する要件

本サービス提供にあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 法人としての実績

- ① ISMAP クラウドサービスリストに記載された実績を有するクラウドサービス事業者であること。
- ② 提供する SaaS について、官公庁等の公的機関に対しサービス提供を行った実績があり、かつ当該 SaaS を使った人事評価フロー等に関する設計業務を請け負った実績があること。
- ③ システム開発及び、保守の実績があること。
- ④ ISMAP クラウドサービスリストに登録されたサービスの開発元であり、その提供実績があること。
- ⑤ ウェブ感染型ウイルスやアプリケーションの脆弱性に関する知見を有していること。

(2) 担当者のスキル

本サービス提供の担当エンジニアは、次のスキルを満たすこと。

- ① ISMAP クラウドサービスリストに記載されたクラウドサービス事業者に直接雇用され、ISMAP の要求事項に関する知見を有する者であること。
- ② 提供する SaaS における人事データの一括入力や人事評価フローの設計に関する実績を有し、動作確認や設定作業等ができること。

5. 納入関連

(1) 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構 総務部人事グループ

(2) 納入物件

- ① 操作マニュアル(調達対象システムへの人事関連情報の入力、更新、利用等に関する情報)
- ② 環境情報定義書(各種 ID/パスワード等の対象システムを利用するための情報)
- ③ サービス提供完了報告書(仕様書上のサービス提供が完了した旨を示す資料)

(3) 納入期限

納入物件①、②：契約締結後 10 日以内

納入物件③：2023 年 3 月 31 日(金)

6. 検収条件

- ・ 納入物件の内容に関しては、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。
- ・ また、品質については「2. 調達の概要」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

7. その他

- ・ 履行完了後の情報の取扱い

IPA から提供した資料又は IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

契 約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により下記のサービス利用契約（以下「本契約」という。）を締結し、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

記

契約件名 人事マネジメントシステム利用サービスの調達
「(サービスの名称)」

契約金額 金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円）

契約期間 契約締結日～2023年3月31日

一般事項

(総則)

第1条 乙は、添付の仕様書に基づくライセンス（以下「サービス」という）を甲に提供し、甲はその対価を乙に支払うものとする。なお、本サービスの利用条件の詳細は、約款等に従うものとする。

(納入物件及び納入期限)

第2条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(支払)

第3条 乙は、本契約期間後の甲の検収完了時に契約金額を請求することができる。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

(検査)

第4条 甲は、納入物の受領後から10日以内に、提供されたサービスについて仕様書に基づき検査を行うものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、契約金額を超えないものとする。

(裁判管轄)

第7条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第8条 本契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。なお、本契約条項と利用規約等が抵触する場合には、本契約条項を優先するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がそのを超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲

に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上